

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（保健福祉部総務課）	1
○北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する 条例の一部を改正する条例.....（中小企業課）	2
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例.....（建設部総務課）	2
○北海道立学校条例の一部を改正する条例.....（教育庁高校教育課）	2
○北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（教育庁教職員事務課）	3
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	4

条 例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第73号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第12条の6第2項中「額と」を「額（大規模な災害として人事委員会規則で定めるものに係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）と」に改め、同条第3項中「額と」を「額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当

するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）と」に改め、同項第1号中「第1項第1号」を「第1項各号」に、「作業又は」を「作業（」に、「同項第1号に掲げる作業に相当する作業」を「人事委員会規則で定めるものを除く。）」に、「前項第1号又は第3号」を「前項」に改め、同項第2号中「作業」を「作業（同項第3号に掲げる作業のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）」に、「前項各号」を「前項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第1項第3号に掲げる作業のうち人事委員会規則で定めるものが深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。第25条の2において同じ。）において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

第12条の6第4項中「第2項各号」を「第2項」に改める。

第25条の2第1項第1号中「（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。次項において同じ。）」を削る。

第30条の2第1項第5号中「相当する作業」の次に「（人事委員会規則で定める作業を除く。）」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

2 この条例による改正前の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第12条の6の規定に基づいて、令和6年1月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた災害応急作業等手当は、改正後の条例第12条の6の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第74号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8

号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4の4の項(11)中「第10条第1項(省令第12条の3において準用する場合を含む。)」を「第9条第1項」に、「特別児童扶養手当証書の亡失の届出の受理」を「特別児童扶養手当受給証明書の交付」に改め、同項中(12)を削り、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、同項(16)中「及び特別児童扶養手当証書の交付」を削り、同項中(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、(18)を(17)とし、同項(19)中「第26条の2」を「第26条」に改め、同項中(19)を(18)とし、(20)及び(21)を削り、同項(22)中「第19条第6項(省令第26条の2)」を「第19条第2項(省令第26条)」に改め、同項中(22)を(19)とし、(23)から(25)までを削り、同項(26)中「第22条第2項」を「第22条」に改め、同項中(26)を(20)とし、(27)を削り、(28)を(21)とし、同項(29)中「第24条第1項(省令第26条の2)」を「第24条(省令第26条)」に改め、同項中(29)を(22)とし、(30)を削り、(31)を(23)とし、(32)を(24)とし、(33)を(25)とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前に特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第9条第1項の規定により知事に対してなされた申請で、同日以後においては北見市長又は登別市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同項の適用については、北見市長又は登別市長に対してなされた申請とみなす。

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第75号

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の一部を改正する条例

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例(令和2年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第2条第21項」を「第2条第22項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第76号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例(平成12年北海道条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める。

別表第1の8の項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同表の10の2の項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同表の11の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の11の2の項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表の12の項及び13の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の13の2の項中「第18条第18項」を「第18条第22項」に、「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同表の14の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第77号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1北海道岩見沢西高等学校の項、北海道名寄産業高等学校の項及び北海道富良野緑峰高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第78号

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 災害時教育支援業務等手当

第15条の次に次の1条を加える。

（災害時教育支援業務等手当）

第15条の2 災害時教育支援業務等手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域で行う被災した児童又は生徒に対する指導その他の当該区域に所在する他の学校の教育活動を支援するために行う業務

(2) 前号に掲げる業務に相当すると教育委員会が認める業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる業務 1,080円

(2) 前項第2号に掲げる業務 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて人事委員会規則で定める額（大規模な災害として人事委員会規則で定めるものに係る業務に従事した場合にあっては、1,080円）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項第2号に掲げる業務のうち人事委員会規則で定めるものが日没時か

ら日出時までの間において行われた場合 前項第2号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第2号に掲げる業務のうち人事委員会規則で定めるものが著しく危険である区域として人事委員会規則で定める区域で行われた場合 前項第2号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項各号に掲げる業務（同項第2号に掲げる業務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われた場合 前項各号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

4 職員が著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため第1項各号に掲げる業務に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の同項の手当の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該業務の区分に応じ第2項各号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

第16条第3項中「おける第1項」を「おける第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害時教育支援業務等手当の支給される業務（前条第1項第2号に掲げる業務のうち人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、同条第2項（第2号に係る部分に限る。）及び第3項により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中「第16条第2項」を「第16条第3項」に、「第16条第3項」を「第16条第4項」に改める。

第23条第7項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)の一部を次のように改正する。

第10条第6項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に改める。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第79号

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第78号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「又は大規模な」を「若しくは大規模な」に、「又はその」を「若しくはその」に、「、遭難救助又は鑑識作業であって心身に著しい負担を与えると」を「若しくは遭難救助の作業又はこれらの作業に相当するものとして」に改め、同条第2項第1号中「960円」の次に「(大規模な災害として人事委員会規則で定めるものに係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額(同一の日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、第2号に定める額)とする。

(1) 第1項第1号の作業が日没時から日出時までの間において行われた場合

前項第1号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第1号の作業のうち、著しく危険な作業であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合 前項第1号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年1月1日から適用する。

2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第6条の規定に基づいて、令和6年1月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた救難作業手当は、改正後の条例第6条の規定による救難作業手当の内払とみなす。